

『高等教育開発』編集委員会規程

(趣旨)

第1条 日本高等教育開発協会（以下、「本会」という。）は、定款第4条（2）に基づき『高等教育開発』（以下、「本誌」という。）を発行する。本誌の英語表記は、Educational Development Studies とする。

(設置)

第2条 本誌の編集及び発行に関する業務を行うために高等教育開発編集委員会（以下、「編集委員会」という。）をおく。

(構成)

第3条 編集委員会は、編集委員長、編集副委員長及び編集幹事1名並びに編集委員5名程度をもって組織する。

2 編集委員長、編集副委員長は、正会員の中から会長が委嘱する。

3 編集幹事及び編集委員は、正会員の中から編集委員長が推薦し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

4 編集委員長、編集副委員長、編集幹事及び編集委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 前項の任期の終了期限は、所定の号の発行完了時とする。

6 任期終了の後でも、後任の委員が選任されるまでは、なおその業務を行う。

(編集委員長、編集副委員長、編集幹事、編集委員)

第4条 編集委員長は、編集委員会を代表し、その業務を統括する。

2 編集副委員長は、編集委員長を補佐する。また、編集委員長に事故があるときは、編集副委員長がその職務を代行する。

3 編集幹事は、編集委員会の実務にあたる。

4 編集委員は、査読を中心とする編集業務を行う。

(編集委員会)

第5条 編集委員長は、編集委員会を招集し、その議長となる。

2 編集委員会には、編集委員長、編集副委員長、編集幹事及び編集委員並びに編集委員長が必要と認めた者が出席する。会長及び理事は、必要に応じ、編集委員会に出席する。

3 各年度1回以上、編集委員会を開催するものとする（ただし、通信による会議を含む）。

4 編集委員会における審議事項は次のとおりとする。

一 本誌の編集及び発行の方針の決定について

- 二 本誌の構成の決定について
- 三 本誌に掲載する原稿の決定について

(編集会議)

第6条 編集委員長は、編集委員会とは別に、編集会議を招集し、その議長となる。

- 2 編集会議には、編集委員長、編集副委員長及び編集幹事が出席する。
- 3 業務の必要に応じて、編集会議を開催するものとする（ただし、通信による会議を含む）。
- 4 編集会議における審議事項は次のとおりとする。
 - 一 本誌の編集及び発行の方針の策定について
 - 二 依頼原稿の選定について
 - 三 投稿された原稿の査読者の決定、及び査読結果の報告の集約について
 - 四 印刷所への発注内容の決定について
 - 五 本誌に掲載された論文等の一部または全部の転載について
 - 六 その他本誌の編集及び発行について

(論文の査読)

第7条 本誌の論文の査読は、編集委員長、編集副委員長、編集幹事、編集委員、もしくは正会員の中から編集委員長・編集副委員長が選定した査読者（指名査読者）によって行う。

(編集及び発行)

第8条 本誌の編集及び発行に関し必要な事項は、別に理事会が定める。

(編集委員会運営に関する事項)

第9条 本規程に定めるもののほか、編集委員会の運営に関し必要な事項は、編集委員会が定める。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は理事会で行う。

附則

- 1 本規程は、2021年3月15日から施行する。